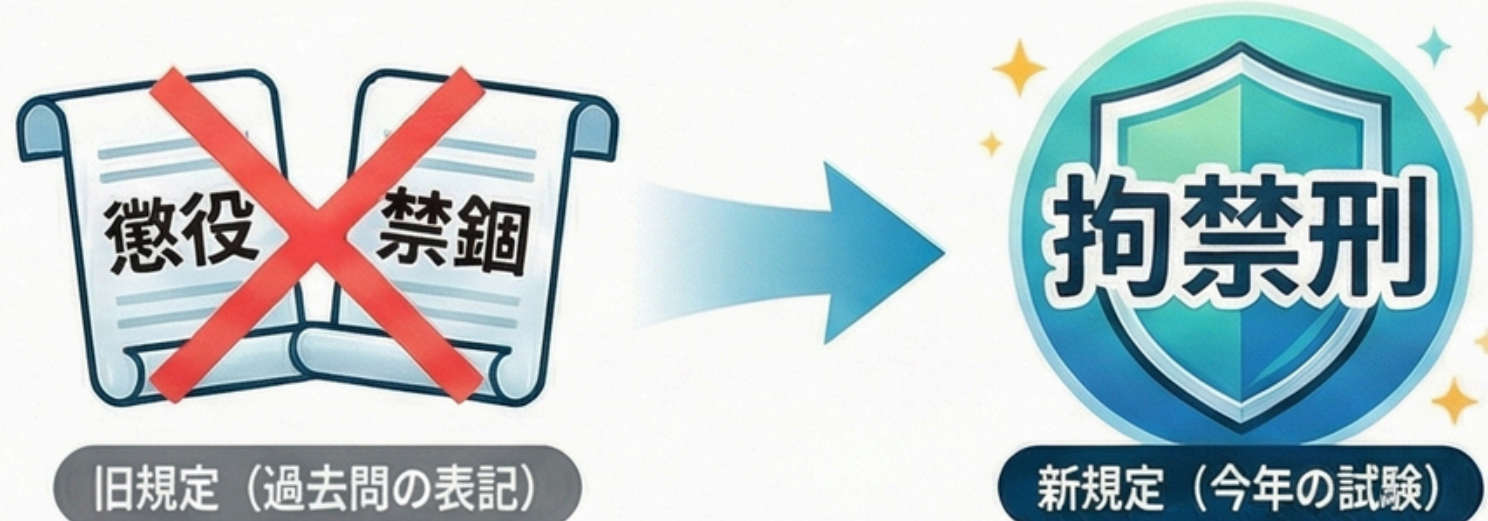


2026年度（令和8年度）宅建試験：宅建業法 法改正ポイントまとめ

1. 刑法改正に伴う用語の変更（拘禁刑への一本化）



「懲役」と「禁錮」を廃止し「拘禁刑」へ
刑法改正により従来の刑罰が統合され、宅建業法の条文もすべて書き換わりました。

欠格事由の「禁錮以上」は「拘禁刑以上」に
過去問の「懲役」や「禁錮」という表記は、すべて「拘禁刑」と読み替える必要があります。

刑罰の名称と内容の新旧比較

刑罰の種類	懲役・禁錮	拘禁刑
作業の有無	懲役（あり） 禁錮（なし）	必要に応じた作業・指導の実施

2. 重要事項説明（35条）の新設項目

✓ 「管理業者管理者方式」である旨の説明義務化



対象は「売買・交換」のみ（貸借は不要）



売買・交換



貸借：対象外

区分所有建物の売買・交換が対象であり、貸借の媒介・代理では説明不要です。



令和8年4月1日施行

近年のマンション管理実態の変化に合わせた、購入者保護のための改正です。